



島根県報

平成25年6月11日（火）

第2,502号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
県営土地改良事業計画の決定	（農村整備課）	2
県営土地改良事業計画の変更	（　　　　　）	2
一の敷地とみなすこと等の認定の取消し	（建築住宅課）	3
一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る対象区域	（　　　　　）	3
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	（会計課）	3

【公 告】

基本測量の実施	（用地対策課）	4
---------	---------	---

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		4
---------------------------------------------------------	--	---

【正 誤】

平成25年5月31日付け島根県報号外第97号中	（審査指導課）	5
-------------------------	---------	---

告 示

島根県告示第438号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成25年6月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人須子福祉会	通所介護	すこデイサービス第2	益田市須子町イ334番地9	平成25年6月1日
	介護予防通所介護	とねりこ		

島根県告示第439号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年6月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
東平原地区用排水施設事業（県営農地環境整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	浜田市役所
東平原地区農道事業（県営農地環境整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	浜田市役所

島根県告示第440号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年6月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
美郷地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	美郷町役場
美郷地区農道事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	美郷町役場
美郷地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	美郷町役場
美郷地区暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	美郷町役場

整備事業)			
美郷地区農用地保全施設整備事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	美郷町役場

島根県告示第441号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の5第2項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定による認定を取り消したので、法第86条の5第4項の規定により告示する。

平成25年6月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 対象区域
鹿足郡吉賀町六日市249-1
- 2 認定の取消しを行った認定の年月日及び番号
平成24年6月5日 第1号
- 3 認定の取消しの年月日及び番号
平成25年5月28日 第2号

島根県告示第442号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、次のとおり一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定をしたので、同条第8項の規定により告示する。

その関係図書は、益田県土整備事務所に備えて一般の縦覧に供する。

平成25年6月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 対象区域
鹿足郡吉賀町六日市249-1、249-2、249-3、244-3
- 2 認定の年月日及び番号
平成25年5月28日 第3号

島根県告示第443号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成25年6月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 後	変 更 前
			売りさばき人の氏名	売りさばき人の氏名
349	邑智郡川本町大字川本279 島根県食品衛生協会川本 支所 支所長 児玉 敏 男	邑智郡川本町大字川本279	島根県食品衛生協会川本 支所 支所長 児玉 敏 男	社団法人 島根県食品衛生 協会川本支所 支所長

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年6月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
基本測量 「電子国土基本図（地図情報）」修正測量
- 2 作業期間
平成25年6月28日から平成26年3月31日まで
- 3 作業地域
県内全域

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第25号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成25年6月11日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 11,705
- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 164,207
- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

仁多選挙区	4,022
邑智選挙区	5,935
鹿足選挙区	4,299
隠岐選挙区	6,040
松江選挙区	55,700
浜田選挙区	16,234
出雲選挙区	46,678
益田選挙区	13,761

大田選挙区	10,670
安来選挙区	11,458
江津選挙区	7,098
雲南・飯石選挙区	13,189
4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	164,207

正 誤

平成25年5月31日付け島根県報号外第97号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
4	上から27	物品管理票等	物品整理票等